

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

刑法犯の認知件数は平成14（2002）年に285万件に達したのち、平成15（2003）年に減少して以来令和3（2021）年まで18年間連続で減少していました。令和4（2022）年は60万1,331件で、令和3（2021）年の56万8,104件と比べ、3万2,227件の増加に転じました。刑法犯によって検挙された人のうち、再犯者の人員は平成8（1996）年を境に増加し続けましたが、平成18（2006）年の14万9,164人をピークとして、その後は漸減状態であり、令和4（2022）年は8万1,183人でした。一方で再犯率については、再犯者の人員が減少しているものの、初犯者の人員の減少が再犯者の人員の減少を上回っていることもあり、再犯率は平成9（1997）年以降上昇を続けました。調査が開始された昭和47（1972）年以降、最も高い数値となったのは、令和2（2020）年の49.1パーセントとなっております。令和4（2022）年は47.9パーセントとなっており、令和2（2020）年よりも減少しているものの、依然として高い数値となっております。（図1）

このような状況を踏まえ、平成28（2016）年12月に『再犯の防止等の推進に関する法律』（以下、「推進法」という。）が成立し施行されました。推進法第4条第2項には、“地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。”とあります。

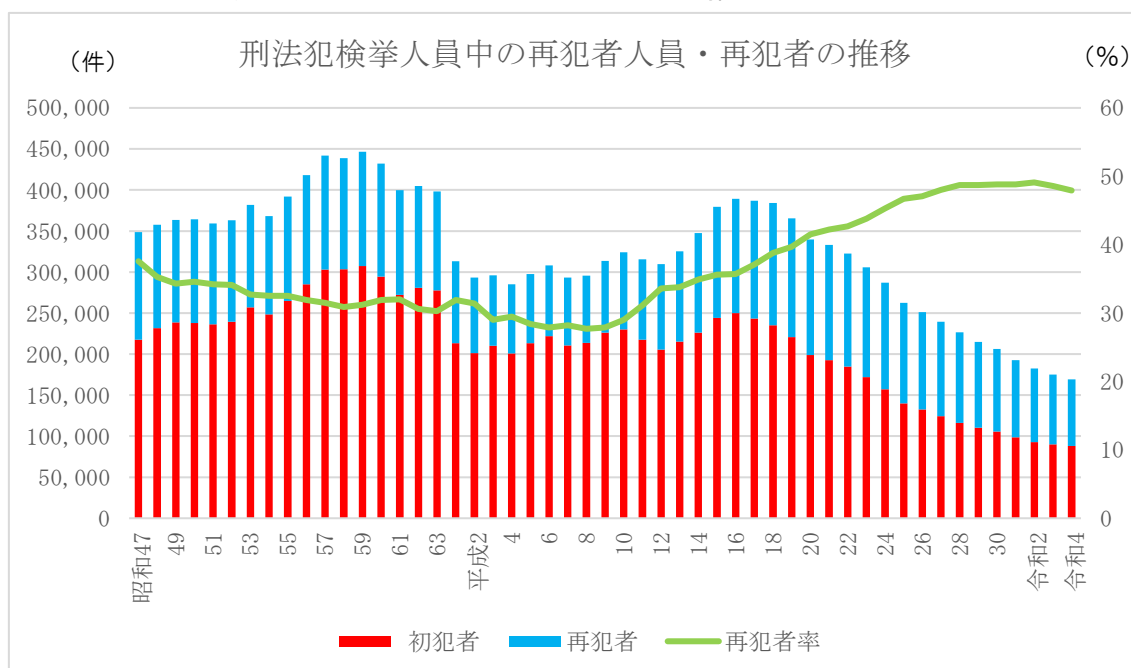
推進法に基づき、平成29（2017）年に閣議決定された『再犯防止推進計画』を受けて、平成31（2019）年に群馬県が『群馬県再犯防止推進計画』を制定しております。

桐生市でも令和5（2023）年3月に2か年計画となる『桐生市再犯防止推進計画』を策定し、これまで再犯防止へ繋がる取組を行ってきました。

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進するためには、地域の包摂的な支援等を行い、今まで以上に国・県・市・民間協力者等が連携していく必要があります。

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進すること及び市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、『第2次桐生市再犯防止推進計画』を策定するものいたします。

図1 刑法犯検挙人員中の再犯人員・再犯者の推移



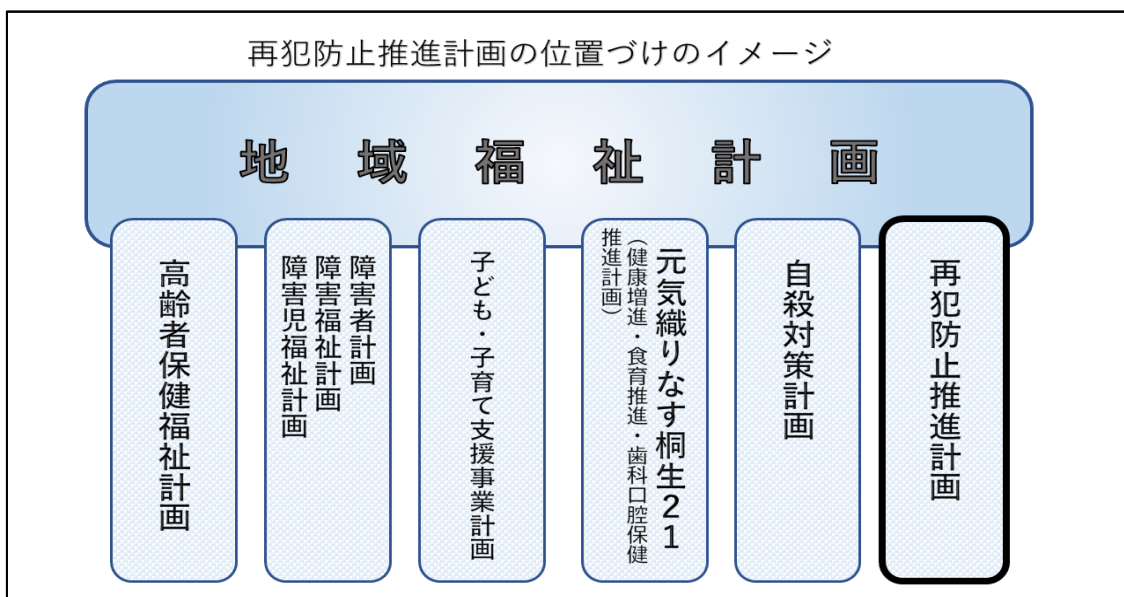
(令和5(2023)年版犯罪白書を基に桐生市作成)

2. 計画の目標

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

3. 計画の位置づけ

本計画は推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。また、『桐生市地域福祉計画』を上位の計画とし、関連する行政計画とも連携を図り、再犯防止に関する施策の推進を図ります。



4.計画の期間

前期の桐生市再犯防止推進計画は、桐生市地域福祉計画との始期を合わせるため、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度までの2年間としました。第2次桐生市再犯防止推進計画の期間については、桐生市地域福祉計画及び国、群馬県の再犯防止推進計画と同様に5年間とします。以上より令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
再犯防止推進計画 （5年間）		第2次再犯防止推進計画 （5年間）						
群馬県再犯防止推進計画 （5年間）			第2次群馬県再犯防止推進計画 （5年間）					
第3次桐生市地域福祉計画 （5年間）				第4次桐生市地域福祉計画 （5年間）				
		桐生市 再犯防止推進計画 （2年間）		第2次桐生市再犯防止推進計画 （5年間）				

5.計画の対象者

本計画の対象者は、推進法第2条第1項の規定に基づき起訴猶予者等、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等）出所者、保護観察対象者、非行少年若しくは非行少年であった人で、本市において支援が必要な人を主な対象とします。また犯罪による被害を予防するという観点から、桐生市に住む市民も広義での対象といたします。

6. 持続的な開発目標（SDGs）への対応

持続的な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を一つの期限として 17 の国際目標（その下に 169 のターゲットと 231 の指標が決められている）が設けられました。

本計画においても、誰一人取り残さないという SDGs の理念のもと、対象者が円滑に社会復帰できるように多機関協働での支援に努め、だれもが安心・安全に暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

本計画の持続的な開発目標は、次の「第 2 次桐生市再犯防止推進計画における持続的な開発目標」のとおりとなります。



○第 2 次桐生市再犯防止推進計画における持続的な開発目標

